

重要事項確認書

利用調整において重要な事項を記載しております。**必ずすべて確認し、チェックをしてください。**

申込み全般について		確認済
1	保育園入園の申込みに際して、「渋谷区保育園入園のご案内」を十分に理解した上で申込みます。	☐
2	虚偽の申込みをした場合は、利用内定や決定を取消します。	☐
3	支給認定要件及び利用調整指数などの申請に関する諸事項については、締切り時点の書類に基づき、利用調整会議にて最終決定されます。また、締切日を過ぎて提出された書類は、翌月以降の利用調整に反映します。取下届の提出は申込締切日まで有効です。	☐
4	就労以外の要件での申込み：保育園に通園できる期間について理解しました。（入園のご案内P.23）	☐
5	今回の保育園利用申込みの有効期間は、年度内です。次年度分は新たに申込みを行う必要があります。（令和8年度は令和9年1月入園まで有効です。）有効期間内に待機である証明が必要な場合は「認可保育園の利用調整結果照会依頼書」の手続きが必要です。	☐
提出書類について		確認済
1	書類不備の場合は受付できません。また、提出された書類は返却できません。あらかじめご自身でコピーをしてからご提出ください。	☐
2	必要な情報は全て書類に記載してください。書類に記載のない事情は考慮いたしません。	☐
3	同じ内容で重複して申込みした場合は、最新の申込みを保育の変更届として取扱いします。	☐
4	希望園は入りたい順番・通える範囲で書きました。（希望する認可保育園・幼保一元化施設・小規模保育施設は7か所以内、区立保育室・居宅訪問型保育事業は3か所以内）	☐
利用調整について		確認済
1	指数は、提出書類を基に利用調整会議にて決定します。制度等について事前に何らかの説明を行っていた場合でも、最終的な指数をお約束するものではありません。	☐
2	きょうだいで同時に内定となった場合、1人のみの辞退はできません。（上の子が4月入園一次内定、下の子が二次内定の場合も含む）	☐
3	4月入園一次で内定となったお子さんは、4月入園二次の利用調整の対象外です。ただし、一次で区立保育室または居宅訪問型保育事業に内定した場合、二次で認可保育園に内定となる場合があります。	☐
4	(1)申込み時点と入園時点で就労状況や家庭状況が異なる場合、利用内定や決定を取消することがあります。 例：申込み時点の勤務先から転職した、育児休業復職後の就労時間が大幅に下回る、妊娠が判明したなど (2)上記のように申込み後に状況が変わった場合は、至急必要資料を提出してください。 提出がない場合は、利用内定や決定を取消することがあります。	☐
5	転園は新規入園の人に比べて不利になる場合があります。 ・同一指数の場合は、新規入園のお子さんの後に利用調整対象となります。 ・0歳児園から1歳児園への転園（1歳児クラスのみ対象）及びきょうだいが通っている保育園への転園は新規申込みと同様の扱いです。	☐
6	入園希望日において65歳未満の同居の祖父母がいる場合、当該祖父母が保育できないことを証明する資料の提出がないと、利用調整の時に減点や不利になる場合があります。	☐
7	就労実績と収入実績に整合性がない場合、利用調整の時に不利になる場合があります（育児休業中は除く）。 ※収入実績は東京都の最低賃金と比較して判断します。 ※自営業等の場合で直近の確定申告書、源泉徴収票の提出がない場合は、「登記簿謄本、開業届、営業許可証等」と「直近2～3か月分の収入状況が確認できる資料」の2点の提出により、就労実態を確認させていただきます。	☐
8	現職での雇用期間が6か月に満たない場合でも、前職の退職日から現職の採用日までの期間が2か月以内であれば、調整指数番号13が適用されます。ただし、前職の在籍期間のわかる書類が提出された場合に限りです。	☐
9	保育士等の職に従事されている人は、保育士等優先入園申立書を確認し同一指数時の優先順位の適用について確認しました。	☐
10	同一指数となった場合、「入園のご案内」P.19に記載の「同一指数となった場合の優先順位」に基づいて順位付けを行います。	☐
11	お子さんの状態（障がいや疾病、発達の遅れ、気になることがあるなど）によっては、申込みをした保育園の状況により、利用する保育園や入園時期を調整させていただくことがあります。なるべく複数の園をご検討ください。 また、利用申込み時に上記内容の申し出がなく、内定後に判明した場合は内定を取消す場合があります。（出生前申込みも含む）	☐

※裏面もチェックしてください※

重要事項確認書

(裏面)

内定後の注意事項について		確認済
1	入園後に渋谷区外に転出する場合、原則退園となります。但し、継続して通園を希望する場合、在籍園や区内在勤の有無で在園可能期間が異なります。(入園案内P.25参照)	☐
2	お子さんが新しい環境に馴染めるよう、入園後しばらくの間は保育時間を短縮して保育(ならし保育)します。なお、転園の場合もならし保育を実施します。	☐
3	保育時間は、各保育園の開園時間内で、園が決定します。支給認定証の保育必要量の範囲内で必要最低限の時間となります。ただし、保護者のいずれかが、保育にあたる日(平日が休み等)は家庭保育または9:00~17:00のお預かりとなります。保育時間について、園と合意できない場合は、内定が取消しとなる場合があります。	☐
4	入園後、新たにお子さんを出産する場合の継続通園の特例の条件や利用期間について理解しました。(入園案内P.24)	☐
5	食物アレルギー等により食べられない食材がある場合、各保育園で対応を検討します。なお、安全な給食提供が困難な場合は、ご家庭より弁当の持参をお願いすることがあります。	☐
6	内定後、入園前面談と健診を受けないと利用開始できません。	☐
7	内定した園(区立保育室・居宅訪問型保育事業を含む)を辞退した場合は、東京都のベビーシッター事業への申込みはできません。	☐
区立保育室・居宅訪問型保育事業について(共通事項)		確認済
1	認可保育園の利用調整後、待機になった人の中で選考を行います。定員を超えて申込みがあった場合は、認可保育園の利用調整基準により選考を行います。	☐
2	区立保育室及び居宅訪問型保育事業は、待機児童対策事業のため、利用開始後も引き続き認可保育園の利用調整の対象となります。利用中は、認可保育園の申込み取下げはできません。(申込み取下げした場合は利用終了となります。)	☐
3	認可保育園に内定した場合や、認可保育園の内定を辞退した場合は利用終了となります。	☐
4	区立保育室及び居宅訪問型保育事業の申込みが必要なくなった場合は、入園相談係までご連絡ください。	☐
区立保育室について		確認済
1	就労を理由に入園した場合に限り、在園中に下の子を出産し、産後休暇終了後に育児休業を取得する場合は、在園期間の末日(最長で年度末)まで継続し通園することが可能です。※次年度にきょうだいで申込みをし、待機児童となってしまった場合、在園中の上の子は翌年度も通園できますが、下の子の状況に関わらず復職が条件となります。	☐
2	下の子の育児休業中に、認可保育園へ内定した場合は、認可保育園入園月の末日までに復職することが条件となります。	☐
居宅訪問型保育事業について		確認済
1	居宅訪問型保育事業を希望する場合は、入園のご案内P.36-37および渋谷区ホームページ(右QRコード)を読み、事業内容についてご承諾いただいたうえで申込みをしてください。 	☐

上記各項目について、全て同意の上で申込みます。				
	年	月	日	保護者署名
児童名 1	(	年	月	日生)
児童名 2	(	年	月	日生)
児童名 3	(	年	月	日生)